

美しい自然環境にかこまれた 豊かな住みよい郷土の建設を

国土利用計画(熊本県計画)のあらまし

県では、このたび、県議会の議決を経て、国土利用計画(熊本県計画)を策定いたしました。この計画は、国土利用計画法第七条の規定に基づき、熊本県の区域について、国土の利用に関する基本的事項を定めた計画ですが、今後の国土利用に関する行政の指針として、あるいは国土利用についての各種計画の基本として利用されるものです。また、昭和五十三年度以降におきましては、同計画を基本として、国土利用計画(市町村計画)が策定される予定となっています。今回は、国土利用計画(熊本県計画)のあらましを御紹介します。

はじめに

我が国の国土利用は、経済の高度成長期を通じ、人口と産業の大都市地域への集中が進行し、過密・過疎問題が激化するなどに伴い、土地利用の偏在を招き、長期の展望に立って、国土利用の総合的な計画を策定し、国土利用を望ましい方向に誘導するための方策の検討を行うことが緊要の課題となり、昭和四十九年には国土利用計画法が制定され、国土の総合的かつ計画的な利用を図ることを目的として、国土利用計画が作成されることとなりました。国土利用計画には、全国の区域について定める国土の利用に関する計画(全国計画)、都道府県の区域について定める国土の利用に関する計画(都道府県計画)及び市町村の区域について定める国土の利用に関する計画(市町村計画)がありますが、このうち全国計画は、昭和五十一年五月に閣議決定され

ました。

他方、本県における県土利用の動向をみると、急激な県土利用の変貌はまぬがれたとはいえ、住宅地開発などに伴い都市的土地利用の進展、拡大現象は顕著となつて今日にいたつています。本県の経済社会環境は、昨今の激しい経済情勢の中にあつて、流動的で、その将来の進展方向の確かな把握も困難な状況にありますが、生活水準の向上に伴い、今後とも県民の生活様式の多様化・高度化は進行する一方、現在増加傾向にある本県の人口も増加の基調を維持し、経済的社会的諸活動も拡大するものとおもわれます。このような背景のもとに、低成長経済という制約条件があるとはいえ、土地に対する新規の需要もまた今後長期にわたつて増大していくものと予想されます。同時に、農林業の生産基盤としてのみならず

ず広汎かつ多様な機能を有する農林地の重要性とその確保の必要性に対する経済的社会的要請も一層高まるものと予想されます。こういう時期にあつて、県土資源の有限性を踏まえ、かつ、本県の地域的特性に十分に配慮しつつ、長期的視点に立って今後の県土利用の基本的方向の検討を行い、県土利用の将来のあるべき姿を描くことは極めて緊要の課題であります。

ます。このような認識のもとに、県においては、昨年に国土利用計画(熊本県計画)の策定作業に着手いたしました。以来約一年にわたり国・県及び市町村の相互間の十分な連絡調整を行うとともに、県議会をはじめ広く県民各界の御意見を御得て、このたび、国土利用計画(熊本県計画)策定の運びとなつたもので

県土利用の基本方針

県土は、現在及び将来における県民のための限られた資源であるとともに、生活と生産を通ずる諸活動の共通の基盤で

ある。このため県土の利用は、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的、文化的



健康で文化的な住みよい環境の確保をめざす

条件に配慮して、県民の健康で文化的な住みよい環境の確保と県土の均衡のある発展を図ることを基本理念として、総合的かつ計画的に行わなければならない。県土の利用を計画するに当たっては、本県の人口が、今後とも増加の基調を維持し、経済的、社会的な諸活動も拡大するものと見込まれるので、これらに伴つて生ずる土地需要の増大に適切に対処しなければならない。しかしながら他方、おおむね七十四万ヘクタールの限られた県土において、特に、従来新規の土地需要に対する供給源として利用の転換が行われてきた農林地について、食糧供給の拡大、自然環境の保全及び災害の防止等の必要性が増大し、その利用転換による対応が困難な状況にあること等により、県土の利用目的に応じた区分(以下「利用区分」という。)ごとの個々の土地需

要の調整が重要な課題である。また、公害の防止、自然環境と農林地の保全、歴史的風土の保存、治山、治水、水資源の有効利用等に配慮するほか、次の事項について配慮する必要がある。

ア、県土の利用区分ごとの個々の土地の需要については、極力土地の有効利用を促進し、可能な限りその節減を図らなければならないこと。

イ、農用地、森林、宅地等の相互の土地利用の転換については、土地利用の可逆性が容易に得られないこと、機能の代替性に限度があることなどにかんがみ、計画的な調整を図りながら、慎重に行わなければならないこと。

ウ、土地利用の転換に当たっては、周辺の公用、公共施設等の整備の状況を十分考慮しなければならないこと。

利用区分別の県土利用の基本方向

ア 農用地については、我が国有数の食糧供給基地としての地位の維持、発展と農業経営の安定・向上を達成するため、農用地の計画的な造成を進めつつ、極力その確保を図る。また、農用地の生産性を高めるため、土地基盤の整備を推進するとともに、農用地の高度利用を図る。

イ 森林については、木材生産機能及び国土保全、水源のかん養、保健休養、自然環境の保全等の公益的機能が総合的に発揮できるよう、地域の実情に即し、天然林の適正規模の確保と適正配置を考慮しつつ拡大造林を推進するなど森林の確保と整備を図る。また、都市及びその周辺の森林については、良好な生活環境を確保するため、積極的に緑地として保